

日程第 5. 承認第 1 号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について

○議長 宮城清政君 日程第 5. 承認第 1 号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第 1 号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてであります。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

専決処分書 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例を下記の理由により 3 月 31 日に専決処分をし、同日公布いたしました。

専決処分した理由として、地方税法の一部を改正する法律が平成 27 年 3 月 31 日に交付された。よって、南風原町税条例についてもこの法律改正に伴い、同年 4 月 1 日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をいたしました。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、承認第 1 号の概要を説明いたします。まず、お手元に配布いたしました資料、南風原町税条例等の一部を改正する条例の概要説明で説明をいたします。今回の地方税法改正の趣旨は、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするために地方創生に取り組むため、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化、それから軽自動車税のグリーン化特例の導入、さらに個人住民税の住宅借入金等特別税控除及び土地に係る固定資産税の課税の特例の延長を行うことが主な目的であります。

それでは、税目ごとに説明をいたします。まず、個人住民税の関係です。住宅ローン減税の延長です。これまでも個人住民税においては、住宅ローン軽減の拡充措置について、その対象期間を平成 29 年から平成 31 年まで 1 年半延長するというところでございます。これはどういうことかと言いますと、以前は所得税の割合が住民税より多かったです。それを税制改正で住民税のほうが多くなっております。以前は所得税から住宅ローン控除ができておりましたが、所得税で控除できない部分を住民税から控除するということです。その延長です。その住民税の減額分については、地方特例交付金という制度で補てんされることになっております。

2 番目は、ふるさと納税申告手続きの簡素化です。これは確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受

けられる特例を創設です。ある人が他の市町村にふるさと納税（寄付）をした場合、寄付された自治体はその人の住んでいる市町村に、この人からふるさと納税がありましたということで市町村に情報提供をすることで確定申告が不要になる。より、ふるさと納税の制度を使いやすくしたいという制度の拡充です。

もう 1 点、ふるさと納税の特例控除額の充実。先ほどと同じ、ふるさと納税・ふるさと寄付。これまでは上限額が所得割の 1 割でございましたが、それを 2 割まで拡充する改正です。以上が個人住民税の関係です。

2 点目が、法人住民税です。法人住民税には、資本割と法人割がございますが、その資本金等の額が資本割の課税標準でありましたが、それを資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額を課税標準とするということです。それから、法人住民税の均等割の税率区分を資本金等の額を資本割の課税標準額に統一する。これまでは資本割と均等割の枠が違っていたのですが、それを課税標準額として統一する改正です。

3 点目に固定資産税です。土地の課税につきまして、例えば 3 年ごとにある評価の見直しにかかわらず土地の下落があったらこれを修正するというものの延長。それから、負担水準というのが地域によってばらばらなのですが、それをある一定の期間まで引き上げていく負担調整も継続。等々、これまでの特例をさらに 3 年間継続するというものです。

もう 1 点は、わがまち特例と新たな導入という制度です。わがまち特例というのは、地方税法付則第 15 条にそれぞれの自治体が条例で定めるものについては軽減措置があるということで、これまで備蓄倉庫を協定で民間が設置しているものや雨水貯留浸透施設という一気に水が河川に流れ出ないような対策を講じている施設、それから冷凍倉庫のようなノンフロン施設、これは償却ですが、そういったものについてはこれまでも軽減がございましたが延長するというものです。新たに創設されたのが、サービス付き高齢者向け住宅（平成 27 年 4 月から平成 29 年までに取得される建物）につきましても軽減措置が図られるということです。

もう 1 点、管理協定が締結された津波避難施設用家屋の家屋と償却についても軽減の対象とするという改正となっております。南風原町には県が指定する浸水区域が津嘉山の一部にございますが、その区域で仮にこういった管理協定の締結がある部分については、固定資産税の軽減が図られるということでございます。

続きまして 4 点目、軽自動車税です。これについては、一定の環境性能を有する軽四輪等についてグリーン化特例として平成 28 年度分に限り減額です。電気自動車を従来の税額から 75 パーセント軽減。他に平成 32 年度燃費基準プラスそれを 20 パーセントプラスの軽減を達成したものは 50 パーセント軽減。そして平成 32 年度燃費基準達成の車両に対しては 25 パーセント程度の軽減をするということで、これは環境対策からの導入です。平成 28 年度分に限り軽減となっております。

それからもう 1 点、二輪車。平成 27 年 4 月から改正の予定でございましたが、諸々の事

情により 1 年延期して平成 28 年 4 月からの引き上げになるということでございます。

続きまして、たばこ税であります。これまで旧三級品の製造たばこに係る特例がございました。おおむね三級品以外の半分程度でございましたが、それを平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月までに四段階で税率を引き上げて同額とするという改正です。

6 点目です。その他といううたい方をしていますが、各税目になんらかの理由で減免措置がある場合、これを各市町村の実情に応じて規定することを明確化ということで、これまで納期限前 7 日までの申請が必要でしたが、納期限までということで期間を延長する改正となっております。そして、その他につきましては特に今回、社会保障と税番号制度導入、それから他の関係法令の改正に伴う条ずれや文言の修正ということで、かなり量はあるのですが、各条項でマイナンバー制度導入のための文言の挿入等がございます。以上が、承認第 1 号 南風原町税条例の一部を改正する条例の概要説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 自動車税の措置がありますが、軽減ではなくてアップがありますよね。31 ページの表を見ますと、14 年を経過した月に属する年度以後のものは税をアップする。軽減するのは平成 28 年度における税分となっているけれども、この当分の間というのは、ずっと値上げすると、多く取りますよということですか。14 年というと確かに古い車で、要するに排気ガス規制とかなんとかをやっていないという理由なのでしょうか、特にこの当分の間というのはどういう意味なのかと思って質問しています。そこをお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。町税条例等の一部を改正する条例という一部改正で 2 条関係でございますので、他の部分の挿入があつてこの表は出ているのですが、実は前年度で改正されています。先ほど軽自動車関係で触れたのですが、グリーン化特例ということでより燃費が低く開発されたもの、それから電気自動車、いわゆる環境負荷が低いものについては税を軽減しましょう、ただしどうしても経年に伴って環境への負荷が大きくなるということで普通乗用車はすでに数年前から導入されている制度でございます。それが軽自動車についても環境保全と言いますか環境対策の観点から前年度で改正がされています。当分の間ということですが、それは続けられるものではないかと、今の社会トレンドからやはり環境対策というのは自動車のみならず他のところでも反映されて

いくのではなかろうかと考えています。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 排ガス規定とかいろいろあってそこは分からないでもないのですが、軽自動車でも長年大事に乗っている方もいらっしゃるわけです。買い替える余力があればそれはいいのですが、買い替える力もないのでずっと古いものを大事に使っている人たちもいるわけです。それを税金も値上げということであれば、またそれが今年だけ上げますよではなくて、次年度も今年だけあげますよでもなくて、当分の間上げますよと、もう買い替えなさいというような、電気自動車に買い替える余裕なんて普通はないのではないかと思うのです。そこはやはり排気ガス規制のほうが強い、ということなのか。皆さんはどう考えますか。他のところは全部減免、新しいものを買ったら減免するわけですが、ところが、古いものに乗っていたらアップだと、要するにこれまでの税金を取るのではなく、決められた税金よりもアップするということですから腑に落ちないところもあるけれどもどうなのでしょう。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。おっしゃるとおり、物を大切にと言いますか、別の見方からすればマニアでクラシックカーに乗っていらっしゃる方もいる等々、賛否があるのは事実だと思っています。ただ、これはわが国だけではなくて全地球的に環境保全は重要視されていることもまた現代社会の大きな課題としてあろうかと思っています。電気料についても再生可能エネルギーの負担金ということで、それぞれの電気料レシートには付いてきております。この割合も実は少しずつ高くなっているような気がいたします。そういうことから、大事に物を使っていることは重々理解できるのですが、環境負荷への対策ということで、当然ペナルティではないのですが、そういった世の中の風潮に行かざるを得ないような全地球的な考え方ではなかろうかと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ペナルティではないと言うのですが、決まっている税額よりも高いことはペナルティではないのかと思いますが、それは置いておきたいと思います。

それからもう 1 つは、全体的にマイナンバーのことでずっと出てきているのですが、このマイナンバーというのは町でもシステムの改善などやっているところで、全部マイナンバーでやるようになっていきます。「住所・氏名又は」ですから、氏名と住所だけでもできるような感じではあるのですが、マイナンバーができるまではナンバーを

付けなくてもいいのでしょうかけれども、このマイナンバーというのはどういうふうにやるのですか。自分で届けられないといけないような感じでしょう。住民一人一人があなたのナンバーはこれですと知らされない限り届けることはできないわけでしょう。納税者は、住所・氏名又は名称及び個人番号となっていて、それを届けるようになるわけですから、どういうふうに今後行っていくのですか。この条例とはちょっと違ってくるのですが、ただ、マイナンバーを付けなければいけないことになるわけですから、皆さん方はどのように住民に周知させるのですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 税と社会保障制度の番号制度なのですが、この番号については国が全国民に付与します。これが各個人にダイレクトメールで届けられることになっています。それを踏まえて、然るべき法制度に則って住民登録や、現在のところマイナンバー制度とは税と社会保障ですので、それを制度として振られるものは振るのですが、申請が必要なものについては個人に自分の番号を申請していただく事務の流れになると考えています。今後、それについてはすでにテレビなどでお知らせはされているのですが、町としてもいろんな機会ですういった制度に導入されますよというのは国も県も一緒になってお知らせしていく必要はあると考えています。以上です。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時55分）

再開（午前11時55分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 4番の軽自動車税のところでは二輪車に係る税率のアップを一年間延期するとなっているのですが、これはどういったことか理由があるのか。

それからもう1つ、分かればお答えいただきたいのですが、税率をアップしたことによっていくらの現金が試算されるのかをお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。まず試算についてですが、これは廃車購入等があつてなかなか厳しいのが現状でございます。今の時点、試算はやっていません。

原付、二輪車なのですが、特に50cc以下が即2倍になります。50cc以上90cc以下も1,200円が2,000円、90cc以上125cc以下の1,600円が2,400円と倍近くなるということです。当初は平成27年4月1日施行予定だったのですが、諸々の影響を考慮して一年間考慮され

ることになったということです。負担の大幅な割合と周知の期間が理由だと思っています。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 そうしますと、南風原町に何台あるか把握されていないわけですね。だいたい分かりますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 試算は、仮に今年 4 月 1 日時点と固定したらできます。しかし、廃車、購入がございますので、試算をしても大幅に変わることもあることから、現在のところはしていないということでございます。シミュレーションはある一定を固定した上で想定すれば、例えば 10 パーセント増しますとか減りますとかいう想定をやる場合にはできますけれども、現時点は改正に向けての税の試算は行っていないということです。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 よく分かりませんが、諸々の条件という場合の諸々とは、値段が跳ね上がる、税率が跳ね上がるということかというのが私の今の考えです。では、そうなればいつごろできるのかは難しいので質問するのは止めますけれども、とにかく全体を考慮して、上げるところは上げるというかたちでやっていただきたい。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第 1 号については、委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第 1 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第 1 号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第 1 号 専決処分(南風原町税条例等の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定しました。